

[様式 9 - 1]

## 福祉サービス等第三者評価結果

## 総合評価

受診施設名	洛和東桂坂保育園	施設種別	保育所 (旧体系： )
評価機関名	特定非営利活動法人京都府認知症グループホーム協議会		

令和2年12月20日

総 評	<p>洛和東桂坂保育園は京都市西京区に位置し、「子どもの最善の利益」を理念とし、産休明け(0歳)から就学前までの乳幼児106人に33人の職員が保育サービスを提供しています。保育園は洛和会ヘルスケアシステムの数種の部門(病院・クリニック、介護、子ども未来事業、教育・研究、関連)をバックグラウンドにスケールメリットを活かし、子ども未来事業部門に属する10数か所の保育園・児童館等と連携し、保育の質の向上に向けて取り組んでいます。園の特徴として、常勤看護師による健康管理、月1回の小児科医による内科健診等の医療的なフォローで保護者と職員がより安心できる保育サービスを提供しています。特別保育事業(延長保育・一時預り保育・障害児保育対策・医療的ケア児受け入れ)と、地域の子育てサポート事業を行い、園の利用者と地域の子育て家庭のニーズに応じています。園の利用者サービスの特徴に「①法人の医療・福祉・教育のノウハウや専門性の活用、②正看護師の配置、③小児科医の健診、④アレルギー食・宗教食の提供、⑤園バスの運行」を上げ、「子どもの最善の利益」の実現に向けて、保育士、看護師、管理栄養士・栄養士、調理師、事務・用務員・園バス運転手等が園の利用者に総合的に対応する体制を構築されています。本年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の為、保護者の満足度に大きく影響する保護者懇談会や給食試食会等の開催が叶わない状況でしたが、日々の保育課程で創意工夫を凝らしていました。昨年、法人の70周年記念事業の一環として取り組まれた法人役員等が作詩・作曲「洛和東桂坂保育園の園歌」が玄関壁面に掲示してありました。園の質の向上に向けた取り組みが法人組織からの総合的な支援により行われていました。2019年度(2020年2月4日)に受診された第三者評価の結果に対し、受診直後から、園自らが改善を必要と思われた項目に取り組んでこられました。今回の訪問(2020年11月27日)で、10か月間の取り組みの成果を拝見させて頂きました。</p>
特に良かった点(※)	<p>●提供する保育サービスの明確化 入園時に利用者(保護者)に配布している「東桂坂保育園しおり」に“保育で大切にしていること”として、保育の理念・子ども像・保育の目標・保育の方針等を分かりやすいことばで明記しています。また、保育の理念を「乳幼児の最善の利益」とし、「保育室の環境整備、食育の取り組み、子どもの権利・主体性の尊重、保護者との信頼関係の構築、地域の子育て支援、次世代育成、高齢者との交流」を保育の方針に定め、具体的に「食事・離乳食、食育、苦情解決の窓口、防災対策、保健・健康管理」等のサービス一つひとつをわかりやすいことばで記載しています。【しおり】は単なるサービスの紹介に止まらず、利用者(保護者)と職員がともに、保育園の提供サービス一つひとつを保育の理念や保育の方針に照らし合わせ確認できるように、また、職員の行動指針となるように工夫されています。</p>

**●職員教育・研修の充実**

正規職員は2種の免許を取得している者もあり、専門職業に幅をもたせています。体系化された職員教育・研修プログラムをもとに、法人本部・子ども未来事業部と一体的に全職員の教育・育成を行っています。京都市・京都市保育園連盟・京都市保育士会のキャリアパス研修と法人の保育園用「キャリアパス研修」によって、職員一人ひとりが自己のキャリアパスを理解することができ、新任職員対象の「プリセプター／プリセプティ研修」によって、保育現場で先輩職員と新任職員が1対1で関わる「OJT」を通して、職員間の信頼関係を構築し、新任職員の育成に成果を上げています。理念・運営方針「子どもの最善の利益」に沿って、「保育をするにあたって大切にしたいこと」を「服務規程」にマニュアル様式で明記し、「技術・サービスの質の向上把握シート」を使って、職員教育・研修の実績を階層別に【「あるべき姿」「現在の姿」「問題点／あるべき姿と現在の姿とのギャップ」「問題解決へのしくみ」】等について振り返っています。現在、集合研修はイントラネットを活用した動画研修を実施し新型コロナウイルス感染予防策を講じています。

**●子どもの健康管理と感染症対策への取り組み**

園児の健康管理は常勤の看護師が各種のマニュアルに沿って保育士、管理栄養士・調理師、保護者等の協力を得ながら取り組んでいます。健康管理に関するマニュアルに食中毒発生時及び予防やアレルギー対応（誤嚥・誤飲）、乳幼児突然死症候群（SIDS）、与薬等があり、更新を定期又は必要に応じて行っています。「東桂坂保育園のしおり／保育園が大切にしていること」で給食・離乳食・食物アレルギー・宗教食・食育・家庭での朝食等や睡眠等の取組みを保護者に分かりやすく説明し、保健と健康管理の項では、健康観察について園が保護者と協力し合うことの大切さや感染症への正しい知識と対応について「学校保健安全法」をもとに説明しています。園舎の衛生管理は、法人直々による、約50項目の感染症チェックが行われるとともに、園が「衛生点検管理表」を使って、毎日、各クラスの手洗い場の石鹸や食卓、床・壁、便座・便器等の消毒等を実施しています。園児・職員等の健康管理、手洗い等の標準予防策、職員研修、マニュアルのチェック等で感染予防の周知徹底を図っています。「健康記録簿」と「子どものけんこうきろく」に園児の健康診断等のデータを記載し、園児の健康状態を保護者と共有しています。

**●保育の質の向上に保護者と職員の「セグメント評価」を活用**

保育園の保育事業の質の向上を目指して、保護者と職員それぞれに、年2回「セグメント評価」を実施しています。保護者用「セグメント評価」では行事や取り組みごとに保護者の保育サービスに対する満足度を調査し、職員用「セグメント評価」で職員の保育士としての自己評価と職員から見た保育園の事業全体を評価しています。評価を5点満点で数値化し、結果を次年度の保育事業の見直しと改善に役立てています。昨年度の第三者評価結果で明確となった保育所として取り組むべき課題に積極的に取り組まれ、改善策を実施されていました。

**●給食と“食育”への取り組み**

園は昼食・間食ともに手作りで提供し、アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児については医師からの指示に沿って対応しています。また“食育”に積極的に取り組んでいます。4歳児のクラス担任と給食担当者が共同で、子どもが食事の場面のみでなく、様々な角度から食べ物に対して興味・関心を持てる様に取り組んでいます。「クッキング」活動には子どもの意見を取り入れ、さつまいも・じゃがいも・ブロッコリー・

	<p>カリフラワー・稲等を家庭菜園で収穫し食卓に載せる等、日々の生活経験の中に保育の質を高めています。園庭にクラス名（さくらんぼ・みかん・りんご・ブルーベリー）の果実を育てています。園児は毎年、実りの時を楽しみにしています。</p> <p>●保育実践の記録の充実 子どもに関する保育実践が、アセスメントから計画策定、実践、評価・見直し等の一連のプロセスがPDCAサイクルを通して適切に行われていることが実施記録で読み取れました。子どもと保護者の意向、アセスメントの結果を踏まえた保育目標と目標達成に向けた具体的な保育・支援の内容が、保育の“ねらい”に反映されていました。また、アセスメントに基づく年間指導計画が日常的な保育の場面でどのように活かされているかが月案・週案・日案等の記録で読み取れました。職員は、昼礼・月例の職員会議、年2回の検討会議等でふり返り、記録は子どものその時々々の状態や職員の関わりが読み手に理解できる様に記録されていました。保護者と職員が、いつでも園児一人ひとりの成長過程を正しく理解できる様に個人ファイルに整備されていました。</p>
<p>特に改善が望まれる点(※)</p>	<p>●実習生の受け入れ体制の整備 実習生の受け入れ体制の充実を目指して、実習プログラムに「OJT」を取り入れ、実習生の教育・研修のさらなる質をあげるとともに、現任職員の力量をあげる機会とされています。実習指導者に対する教育プログラムを法人本部で準備中と伺いました。早期の実現を期待しています。</p>

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

# 京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

## 【保育所版】 評価結果対比シート

(注)判断基準「a b c」について

【平成28年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との対比はできませんのでご留意下さい】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改定されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取り組み水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受診で(a)を得られなくなる可能性もあります。

受診施設名	洛和東桂坂保育園
施設種別	保育所
評価機関名	特定非営利活動法人 京都府認知症グループホーム協議会
訪問調査日	2020年11月27日

**I 福祉サービスの基本方針と組織**

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	a

**[自由記述欄]**  
 1. 法人理念、法人コーポレートスローガン「夢、そして誇り。この街で・・・」に基づいて、保育園の理念（以下、「理念」とする）に「子ども（乳幼児）の最善の利益」を掲げ、保育方針（以下、方針）とともに、ホームページや「東桂坂保育園しおり（以下、保育園しおり）」、重要事項説明書、職員服務規則等に記載し、地域や保護者等に周知している。理念や方針を「保育をするにあたって、大切にしたいこと」として具体的に分かりやすい言葉で表記している。「SDGs」に取り組み、様々な地域の保育ニーズに応えている。職員の周知徹底は研修で図っている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	a
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	a

**[自由記述欄]**  
 2. 園長は、法人の本部や子ども未来事業部（以下、「事業部」とする）、園長会（複数の保育園/隔月）等と密接に連携し、また、地域のネットワーク（京都市、連盟、西京区園長会等）と有機的なつながりを持ち、これら内部・外部の組織や団体から保育事業の経営等の情報を入手し、事業経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握し分析している。  
 3. 園長は、法人本部や事業部、園長会と一体的に保育園の経営上の課題を明らかにし、改善などに向けた取り組みを具体的に行なっている。経営上の課題として（組織体制や設備の整備、職員体制・人材育成、財務状況等）を挙げ、事業部の人事採用課・NO1課と一体的に、特に人材育成教育を「技術サービスの質向上把握シート（令和2年度教育計画策定表）」を活用して取り組んでいる。また、年2回、保護者と職員を対象とした「セグメント評価」や「職員やりがいアンケート」、第三者評価の結果を通して、保育所の質の改善課題を明らかにしている。職員は社内ネットワーク（以下、イントラネット）や本部通達等で、本部や事業部、園長会、各種の委員会等の検討会議の内容を周知している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	a
		5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	a
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	a
		7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	a

**[自由記述欄]**  
 4. 国の「保育所保育指針改訂版」に基づいて、中・長期的なビジョン「子ども未来事業部の方向性」を明確にし、東桂坂保育所を「特定保育所」として、現在、0歳児～小学校就学前の子ども（109人・障がい児を含む）を対象に、保育事業（延長保育、一時預かり保育・障害児保育対策・医療的ケア児受入れ保育）を行っている。加えて京都府子育てサポート事業を行っている。ホームページの充実に加え、ICT化の必要性からアプリ「コドモン」を開設している。  
 5. 中長期的なビジョンと計画に基づいて、職員の意向を反映した2020年度事業計画を策定している。事業計画に＜①質の向上、②人材確保、③業務の標準化、④経営管理＞を挙げ、本部と事業部、グループの保育園とが一体的に取り組む仕組みになっている。  
 6. 2020年度事業の計画に沿って、課題と到達目標を具体的に定め、マネジメントサイクル（PDCA）を通して実施している。施設管理や職員研修（教育）の費用の予算化に取り組む等、事業の改善と発展の持続性を図っている。  
 7. 保護者会総会（年1回）や臨時保護者会（随時）、保護者個人面談や乳児・幼児懇談会（年2回）、保護者参観（プール参観）、給食試食会等で保護者に説明している。今年は紙面配布や電話で周知している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	a
		9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	a

**[自由記述欄]**  
 8. 9. 年2回、保育の内容（質）に関する評価「セグメント評価」を保護者と職員全員に実施し、結果を評価・分析している。ホームページや園だより等の他、専門分野の担当者が手作りで発行している情報誌「保健だより」「給食だより」等で、園の取組みや園児の生活の様子を開示している。第三者評価を本年度2月に受診し、明確になった課題に取り組み、改善策を実施している。具体例として、法人が創作した「東桂坂保育園園歌」が大きく玄関の壁面に掲示されている。園庭の大型遊具を取り除き、園児の安全性を優先された取り組みがある。

**II 組織の運営管理**

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	a
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	a
	II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	a
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	a

[自由記述欄]

10. 園長の権限と責任を職務分掌に明記している。保育の経営・管理に関する方針や取組みについて、職員会議等で明言し、園長の役割をホームページや広報誌等、また年数回、保護者に対して文章『こんにちは…☆ 子どもたちの幸せを願って』で、園長の思いを伝えている。有事における園長の役割と責任、不在時の権限移譲等について明文化し、園事業の運営に一人ひとりの職員の主体性を尊重している。

11. 園長と職員はコンプライアンスの周知徹底に努めている。経営に関する会合や研修、「キャリアパス研修」で学び、イントラネット「関係法令一覧表」、「各種のマニュアル表」を閲覧・運用する中で事業運営に必要な幅広い分野の法令を理解している。

12. 職員全員が、行政主催の「キャリアパス研修」、法人主催の年2回「キャリアパス研修」及び「プリセプター／プリセプティ」研修等の研修・教育プログラムに取り組んでいる。本部と事業部、保育園が一体となって、職員教育・研修の充実を図り、保育の質の向上に努めている。本年度はイントラネットを活用した研修（リモート・動画）を創設している。

13. 理念や方針の実現に向けて、園長は現場の業務に携わり、職員とともに働きがいのある職場環境の構築に努め、年2回、職員用「セグメント評価」や「職員やりがいアンケート」を実施し、結果を経営や業務の改善、職員の質の向上に役立てている。また、保護者及び職員間のコミュニケーションツールとして、各クラス担任にタブレットを配布している。園長は、職員会議や職員個人面談等で職員の願いや思いを理解し、職員一人ひとりの主体性や自立性の向上に努めている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	a
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	a	a
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	a

[自由記述欄]

14. 保育園人事の採用と管理は法人本部と事業部の人事採用課、園長とで総合的に行っている。保育園の人員配置基準に基づいて、教職免許や保育士資格者を優先に試験と面接で行っている。看護師と管理栄養士を常勤雇用し、子どもの健康課題や食育に力を入れている。

15. 理念や方針に沿った職員像を明確にし、職員の育成教育にキャリアパス制度を導入している。また、新人教育にプリセプター制度を導入し、プリセプター指導者を置き、プリセプターとプリセプティとが相互に現場で学び合うOJTの仕組みを構築している。「年間到達目標評価表」、「自己目標自己評価」、「新人指導記録」等のシートを使い、全職員が自らの将来の姿を描くことができるようにしている。

16. 年2回、「やりがいアンケート」の結果や園長による個人面談で、職員一人ひとりの就業状況や意向を把握している。また、職員会議を3層「ヘッド・ボディ・フット」に分け、上司が同席しない会議「フット」で職員が自由に意見交換できるようにしている。職員の心身の健康と安全の確保に向けて、法人本部と事業部がメンタルヘルス等の労働災害防止策やハラスメントの防止策・対応策として、法人内外に相談窓口とカウンセラー等の専門家を設置している。総合的な福利厚生を実施し、職員全員に「福利厚生ガイドブック」を配布し、活用を推進している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	a
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	a
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	a
	II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	b

[自由記述欄]

17. 18. 19. 理念と方針の実現に向けた職員の教育・育成を組織的に行っている。年間の教育・研修実績を「教育実績総括表」や「技術・サービス向上把握シート(令和2年度教育計画策定表)」で振り返っている。職員全てが、京都市と法人主催の「キャリアパス研修」で階層別・職種別・テーマ別等の研修を受講している。また、法人のキャリアパス(経験年数1年・2年・3年・4年)研修に加え、新人教育に新任職員に「プリセプター/プリセプティ制度」を導入し、OJT研修の充実を図っている。21項目の「プリセプター評価表」と17項目の「プリセプティ評価表」を軸に、「新人指導記録」、「プリセプター総合評価」、「自己目標評価表」、「年間到達目標評価表」等を活用している。職員は外部主催の「発達支援コーディネーター養成研修」や、内部主催の「救急救命、調乳・離乳食等のテーマ別研修」等に参加している。毎年開催の法人主催「洛和ヘルスケア学会」が保育実践の報告の機会となっている。

20. 実習生受け入れマニュアルを整備し、看護学生(10名)の他、高校生の保育の職業体験、中学生の生き方探求チャレンジ体験等の実習を積極的に受け入れている。実習は保育現場で実際に体験する「OJT」を取り入れている。実習指導者に対する研修の機会が保証されていない。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-3 運営の透明性の確保	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	a
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	a

[自由記述欄]

21. ホームページや「保育園しおり」・複数の広報誌・法人内学会・地域のネットワーク会議(小・中学校、総合支援学校、近隣の保育園・児童館・子育て支援の組織や団体等)、保育園の理念や方針と活動内容等を公開している。また、第三者評価の受診は今年で2回目である。園児の入園や職員の入職に関する案内をホームページ(動画)で行っている。

22. 保育園の会計事務や経理、取引等に関するルールは、イントラネットや本部文書通達、園長の指導等で職員に周知している。保育園の事務・経理等については定期的に京都市・保育連盟等のチェックを受け、法人本部の外部監査と事業部の内部監査等で運営の透明性を確保している。監査結果を経営や業務改善に繋げている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-4 地域との交流、地域貢献	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	a
		24	② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	a
	II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	a
	II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a	a
		27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	a

[自由記述欄]

23. 地域との交流を保育の理念に掲げ、SDGsで社会貢献、コーポレートスローガン「夢、そして誇り。この街で・・・」を掲げ実践している。「幼老総合施設」として法人グループの高齢者や地域の高齢者と交流している。地域の関係組織や団体とネットワーク化を図り、保育園の子どもと地域との交流を深めている。京都市ファミリーサポートセンターの職員と連携し、今年はコロナの関係で中止となったが、例年は秋祭り、「らくさいっこあつまれ」、桂坂夏祭り、桂坂クリーンデーを実施している。保育園の地域貢献への取り組みについて事業部が調査する仕組みがある。

24. ボランティアの受け入れに関する基本姿勢を明文化しマニュアルを整備している。ボランティアの受け入れは本部が一括して行っている。ボランティア参加1週間の検温の実施や体調管理等、参加者に子どもの安全を図るために一定の条件を求めている。今年度はコロナの影響で受け入れは止めているが体制は整えている為、いつでも再開は可能である。

25. 京都はぐくみ室や保健センター、児童相談所等と連絡し情報を共有している。家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもについては、毎月1回要保護児童対策地域協議会に状況等を報告し、2か月毎に関係機関とカンファレンスを開き、情報を共有し支援体制を整えている。

26. 「京都市地域子育て支援ステーション事業」「京都府子育てサポート事業」等に専従の職員を配置している。園庭の砂場開放や音楽療法センターや警察音楽隊による音楽会を開催し、地域の保護者や子どもが多数参加している。

27. 保育園選びに困っているという地域の保護者のニーズに対し、園長が近隣の児童館2か所に出向き解決を図った事例や保育主任や調理師が児童館等に出向き専門分野での講演を行う等、地域の福祉向上のための取り組みを積極的に行っている。

**Ⅲ 適切な福祉サービスの実施**

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	a
		29	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a	a
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	a
		31	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	a
		32	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a	a

[自由記述欄]

28. 「子どもの最善の利益」や「子どもの主体性を尊重する」等を掲げた理念や方針、保育所保育指針に沿って、全体的な計画と指導計画に利用者を尊重する姿勢を明示し、一人ひとりの子どもの性差や文化の違い等に配慮した保育に取り組んでいる。外国籍（現在はトルコ、フランス、中国）の子どもが在園しており、宗教や生活習慣による食事・着替え等の違いに配慮している。着替えには目隠しとなるカーテンを設置している。  
 29. 職員服務規程に「保育をするにあたって、大切にしていきたいこと」を明記し、保育倫理やプライバシー保護等に関する規程・マニュアルを策定し、マニュアルに「オムツ交換をトイレ内で行うこと、トイレ容器に裸で座らせない」等を盛り込んでいる。職員はプライバシー保護や人権擁護等に関する研修を毎年受講している。  
 30. 31. ホームページや複数の広報誌、「保育フェスタ」等で保育園の情報を公開し、利用希望者の関心の高い事項を東柱坂保育園の「5つの特色」で説明している。利用時には「重要事項説明書」「運営規程」「保育園しおり」で説明し同意を得ている。保育園の見学希望には随時対応し、入園前に保護者一人ひとりと面談している。年度末の保護者懇談会で年間保育計画やクラス運営等について説明している。外国籍の子どもが在園しているため、重要事項説明書や保育園しおりに工夫する事を考えている。  
 32. 毎年1回保育園の継続の意思確認を行っている。保育園等の変更には子どもの生活や子どもの発達の連続性を重視し、転園・卒園に際し「保育要録」を送付している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	33	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	a
		34	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	a
		35	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	a

[自由記述欄]

33. 34. 苦情解決の相談窓口と連絡方法を契約書や重要事項説明書、「保育園しおり」に明記している。保護者からの相談や苦情・意見には「相談苦情対応マニュアル」「苦情対応チャート」に沿い、組織的かつ迅速に対応し、苦情申し立て窓口第三者を設置している。送迎時の対話や連絡ノート・パスノート、年2回実施の保護者アンケート（保護者用セグメント評価）や意見箱等で保護者の意向を広く吸い上げている。また、苦情を申し出た保護者等には回答をフィードバックし個人情報に配慮した上でホームページや園だより等で公開している。  
 35. 保護者が苦情や意見を出しやすい様に切手を貼った返信用封筒と「園長の袋」を職員から見えにくい場所に設置している。行事終了後に「保護者満足度アンケート（5段階評価）」を実施し、結果を担当の実行委員をはじめ職員会議で報告し、保護者の要望や意見、苦情等を次年度の計画に反映させている。



評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	a
		37	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	a
		38	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	a
		39	④ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	a	a

[自由記述欄]

36. 環境係が「安全点検表」「衛生点検表」を使って小まめに点検し安全性を確保している。子ども未来事業部で集約したヒヤリハット事例等をもとに園長会議や主任会議で共通課題として改善策や事故防止策を検討し、職員には月例の職員会議や昼礼で周知している。園長が全職員の周知状況をチェックしている。委員会が各種のマニュアル(事故防止・緊急時対応・災害対応等)を見直し、ファイル化したマニュアル集を全職員に配布している。職員は職員研修で事故時の対応や避難時の行動等について学んでいる。「保育園しおり」に保健と健康管理、防災と安全管理等の保育園の体制等を明記しサービスの提供に対するリスクマネジメント体制を構築している。プール事故を想定した救命実施訓練を人形を使って行い、心肺蘇生やAEDの使用法をロールプレイで学んでいる。

37. 看護師が常駐している。「感染症マニュアル」に基づいて感染症の予防と発生時の子どもの安全確保のための体制を整備している。コロナ対策委員会を設置し、消毒の徹底や顔認証型サーモ体温計で一瞬で体温確認できる策を講じる等で感染防止に徹している。同法人の若草保育園で病児保育「よつば」を実施し、保護者にはホームページや「保育園しおり」で周知している。

38. 災害時対応マニュアルと非常災害対策計画等を整備し担当者を設置している。月1回の災害訓練と年2回、消防署と連携して地震・火災・水害等の防災訓練と避難訓練を行っている。パン、水、液体ミルク等の備蓄を整備し、地域との連携では園長が地域の防災訓練に毎年参加している。

39. 不審者対応マニュアルを整備し電子ロック2か所や防犯カメラを設置している。保育中に抜き打ち不審者対応実施訓練を行う等、防犯に関する設備や体制を整えている。不審者の侵入や危険な人物の接近時には職員がジェスチャーで情報を知らせている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	40	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	a
		41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	a
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	a
		43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	a
	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	44	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	a
		45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	a

[自由記述欄]

40. 「保育園しおり」に「保育で大切にしていること」として保育理念、子ども像、保育の目標、保育方針を明記し、保育に関する基本姿勢を明らかにしている。保育理念「子どもの最善の利益」と保育方針に基づき、子どものプライバシー保護や権利擁護に努めている。毎月開催の職員会議や年1回の全体会議や日々の昼礼で職員に周知している。全職員への周知状況は申し送りノートで確認している。

41. 各種の業務マニュアル・規程(27種)の見直しを規定に則して年2回(6月と10月)行っている。見直しに保護者アンケート(セグメント評価)の結果を反映させている。また、職員会議やクラス会議で検証した月案を年間指導計画の見直しに反映させている。

42. 入園前に、園長・主任・看護師が個人面接で聴取した子どもの日常生活の様子や保護者の要望等を基にアセスメントを実施し、把握した個別のニーズに基づいて乳児・幼児共に指導計画を策定している。入園後も定期的に再アセスメントを実施し、子ども一人ひとりの保育目標・課題を個別指導計画やクラス月案・週案・日案に反映させている。アレルギー食や医療的ケアを必要とする子どもについては、保護者の意向を尊重し、関係機関、医師・看護師・管理栄養士等とカンファレンスを持ち適切に対応している。

43. 毎月、職員会議で各クラスの保育内容を検証しクラス月案の評価・見直しを行っている。それを踏まえて次の指導計画を作成している。

44. 一人ひとりの子どもの日常生活の状況と発達状況等の記録を基に、毎月、職員会議で情報を共有している。卒園までに小学校へ授業参観に行き、課題のある子どもの子育て等の情報を要録等で小学校の教諭に提供している。

45. 子どもの記録の管理に関する規定を個人情報保護規程に定めている。記録類は所定の戸棚に保管し施錠している。「保育園しおり」に「個人情報の保護について」明記し保護者に周知している。職員は研修「個人情報の理解」で周知している。

A-1 保育内容

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(1) 全体的な計画の編成	46	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a	a
		47	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	a
		48	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	a
		49	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	a
		50	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	a

[自由記述欄]

46. 保育の全体的な計画（年齢別の保育の年間指導計画・保育のデイリープログラム）と保健計画・食育計画・行事計画等を理念及び方針に基づいて策定し、指導計画の評価と見直しを半年ごと、毎月に行い、改善点等を記録している。見直しは「保育園しおり」の保育の理念・子ども像・保育の目標・保育方針に則して行っている。異年齢の排泄の支援方法を考察している。

47. 園内に環境委員を設置し、定期的に月1回、（おもちゃ等は毎日）チェックリストを基に安全面の点検を行っている。保育室に温室計と加湿器を設置し、室内を快適な環境にしている。食器は家庭用食器と同様の素材にし、寝具は週末に家庭で洗濯・乾燥等を行っている。トイレの清掃は「清掃管理シート」に基づいて行い、ペーパータオルや消毒用アルコールを設置する等、感染予防に留意している。コロナ感染予防対策に関わらず、法人の指導に基づき看護師が毎朝、職員が3グループに分かれて、施設や遊具等の消毒を徹底して行っている。

48. 職員服務規定に沿って、職員が保育実践で子どもとの対話や関わりに子どもの人格を尊重していることを目視することができた。また、指導計画や個人記録から、発達過程や家庭環境から生じる一人ひとりの個性に応じた保育実践を展開していることが読み取れた。

49. 子どもの発達段階や個性に適した関わりに徹している。手洗いや衣服の着脱、鼻かみ等に対して子どもの主体性を尊重し必要なところのみ手助けしている。遊んだ後の玩具の片づけ等で出来たことを評価し、基本的な生活習慣の習得を支援している。

50. 保育室の環境や関わり方を子どもが遊びを主体的に選べるように工夫している。牛乳パック等を利用した職員の手作り机や椅子が子どもの自由遊びを想起させている。また、年齢に合わせた手作り人形や鏡台等の遊具は、成長に応じた遊びを通して情緒面や生活面での成長を促している。長椅子と図書棚を設置した廊下の一角で親子が読書を楽しんでいる。晴天の日は日常的に近くの公園に出かけ、自然や社会との関わりを体験させている。雨天の日は2階のホールでドッジボールや音楽に合わせて身体を動かしている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	51	⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		52	⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		53	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		54	⑧ 障害のある子どもが安心して生活でき喜んで遊べる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		55	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		56	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	a

[自由記述欄]

51. 乳児保育を保育士配置基準よりも手厚い人員体制で実施し、乳児一人ひとりの発達段階に応じた個別指導計画に遊びや運動を盛り込んでいる。保育実践は一对一の愛情関係を大切に情緒豊かに成長する様にはたらきかけている。また、職員は保護者が育児方法を園に気軽に相談できる様、良好な関係性の構築に努めている。乳児が静かな環境でゆっくりと睡眠ができ、オムツ交換時にプライバシーを保護する等に配慮している。

52. 3歳児未満（1・2歳児）の年齢では、一人ひとりの発達や状況、興味などに個性が現れる時期である為、多種多様な遊具を用意し自主的な遊びができる様にしている。また、子どもの間で事故を伴うトラブルが起こらない様、職員が傍で見守り保育をしたり、子どもが友達と良好な関わりが持てるように支援している。保護者とは面談や連絡ノート・パスノート等で家庭における育児と園生活の継続性を図り、育児相談にも応じている。

53. 12月開催の「作品展」に向けてそれぞれのクラスで絵を描いていた。職員は子ども同士で育ち合いを見守り、適切な場面で声掛けをし、異年齢の子どもが年齢の差を意識しながら良い関係を保つ様に興味や関心に合わせて支援していた。遊具も発達過程に合わせて年齢と共に「生活」を取り入れた手作り遊具（鏡台等）が用意されていた。

54. 発達や知的面の遅れが見られる子ども、身体障がいのある子どもと一緒に園生活を共にしている。行政の専門機関と連携し、年2回の巡回相談を活用して子どもと保護者を支援している。保育実践は子ども一人ひとりの情緒及び言語表現、興味等に視点を置いている。職員会議で実践記録を基に意見交換を行い、指導計画に反映させている。全職員が研修や伝達研修で障がいのある子どもの理解を深めている。

55. 延長保育の子どもに対して、スキンシップを大切にして情緒安定を図っている。夕食までの空腹に配慮し少シボリュームのある補食を手作りで提供している。保護者と子どもの状況を適切に把握し、関係を良好に保つことで子どもに安心感を与えている。

56. 就学前の子どもを担当保育者と学校の教諭とが面談し、一人ひとりの子どもの情報を共有している。支援を要する子どもについては「要録」で情報を伝えている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目		評価結果	
					自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(3) 健康管理	57	①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a	a
		58	②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	a
		59	③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	a
	A-1-(4) 食事	60	①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	a
		61	②	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	a	a
[自由記述欄]						
<p>57.58.正職員に看護師を配置している。健康管理に関する方針を「保育園しおり」に明示し、保護者と共有している。健康診断や歯科検診、耳鼻科・眼科検診、身体測定(毎月)の結果と予防接種等を「こどものけんこうきろく」に記載し、保護者と子どもの健康状態を共有し、子ども一人ひとりの保育計画に反映させている。乳幼児突然死症候群(SIDS)を防ぐため、子どもの午睡の様子を10分間隔で確認し記録している。虫歯予防のため、幼児クラスで歯磨き指導(毎年)や年長・年中児クラスで給食後のフッ化物による口腔洗浄を行っている。</p> <p>59.アレルギー疾患のある子どもは、保護者の申し立てを受け、医師の診断書を基に調理関係者が学習を積み上げ、昼食はアレルギー食材を出来る限り使用しない食事を、おやつは除去食を提供している。除去食は他の子どもの同様の形態を保ち、名前の記載、ラップで覆う、着席後の配膳、距離を保つ等、マニュアルを厳守している。保護者には毎月アレルギー対応の献立表を配布し、保育園と保護者とのダブルチェックで安全性を確保している。職員研修に「エビベン」、緊急時対応等を取り入れている。</p> <p>60.保育士が、栄養士(2人)及び調理師(1人)と定期的に会合を持ち、3者共通の理解のもとで食事支援を行っている。離乳期・乳児期・幼児期の発達段階に応じて食事の内容や量、形態、食器の形状等に配慮し、離乳食は個別に形状や柔らかさ等に留意している。子どもたちの人気メニューを献立に取り入れ、そのレシピを保護者に給食日より紹介し、家庭での食育に活かせるようにしている。食材に季節感のある旬のものや国産の生鮮食品を使い、園庭で収穫した野菜は食育活動に使っている。また、クッキングや行事の際の特別食に子どもの意見を取入れる等、子どもの食に関する興味や関心を大切にしている。食育の取組みについては「保育園しおり」に明記し保護者に周知している。</p> <p>61.給食関係者にその日の喫食状況を伝え、次の献立や調理に反映させている。食材といろどりに配慮し、また、子どもが給食を楽しめる様に食材をテーマとしたミニ講話を開き、子どもが食材に触れ、切る、匂う等を行った後に調理に取りかかるようにしている。調理は素材を生かした薄味を心がけている。また、使用する箸は年齢に応じて、長さや手に沿いやすい形状を選んでいる。食中毒予防のため、職員は手洗いを励行し、定期的に便検査を実施している。</p>						

## A-2 子育て支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目		評価結果	
					自己評価	第三者評価
A-2 子育て支援	A-2-(1) 家庭との緊密な連携	62	①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	a
	A-2-(2) 保護者の支援	63	①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	a
		64	②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	a
	A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	65	①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	a
[自由記述欄]						
<p>62.送迎時に保護者と対話や連絡ノート・バスノート等で子どもの生活の様子や健康状態等を共有している。保護者が子どもの園生活に直接触れる機会として、年1回の個人面談や年2回のクラス懇談会、保育参観、季節行事等を積極的に実施し、職員との意見交換を行っている。クラス懇談では親子で楽しむ制作などに取り組んでいる。</p> <p>63.家庭生活や子育てに関する不安や困りごと等に関する保護者の相談に応じている。土曜日保育や延長保育、一時預かり保育、障害児保育、医療的ケア児の受け入れ等のサービスを提供し、社会資源の紹介も含めて、保護者が家庭で安心して子育てができる様にしている。</p> <p>64.子どもに虐待やネグレクト等の権利侵害の疑いや兆候が観察できた場合には、連絡ノートやバスノート、送迎時の子どもの観察記録をもとに、保護者との面談や専門家の意見・助言を得るカンファレンスを開き、早期の対応に努めている。京都はぐくみ室に相談するケースもあり、職員を対象に虐待の早期発見と対応、虐待予防に関する研修を行っている。</p> <p>65.年2回、保育実践の日々の記録を基に個別指導計画の評価・見直しを行っている。また、月例の職員会議で保育実践を振り返り、次月の月案を作成している。職員は所定の様式で保育の専門職としての自己評価に取り組み、研修に参加し知識や技術を高めている。園では、職員一人ひとりが取り組む「職員セグメント評価」の結果を保育事業全体の評価につなげている。</p>						